

1-3					
主題	養護老人ホーム 10 年間の推移と新たな提案				
副題	今、養護老人ホームが社会に求められるものとは何であろうか				
キーワード 1	養護老人ホーム	キーワード 2	ニーズに対応	研究(実践)期間	12 ヶ月

法人名・事業所名	社福) 同胞互助会 養護老人ホーム偕生園
発表者(職種)	川上芳美(生活相談員)、山元健一(生活相談員)
共同研究(実践)者	なし

電 話	042-541-1236	FAX	042-545-5315
-----	--------------	-----	--------------

事業所紹介	昭和 34 年に開設した 140 床の施設で、今年開園 65 周年を迎えました。敷地内に公園や畑、さくらや梅の木があり緑豊かな環境にあります。 法人内に特養や在宅サービス事業所、診療所を併設しており、各事業所と連携をとりながら、安心して生活をして頂けるように日々支援をしています。
-------	---

《1. 研究(実践)前の状況と課題》

介護保険制度と共に、高齢者問題は介護問題であるとの捉え方が一般的になり、養護老人ホームの存在は薄れつつある。しかし、養護老人ホームは貧困、居住問題等多様な生活問題を抱えた高齢者が入所する措置施設であり、今日でもその果たすべき社会的役割を終えたわけではない。

一方で養護老人ホームの設置基準や職員の人員基準は、入所者 15 名に対し支援員 1 名という特養の 5 分の 1 基準が、平成 18 年から据え置かれている。この 10 年で利用者像は大幅に変化しており、介護度の重度化や対応困難ケースの増加から、人員基準の変更や加算対象となる基準の変更が望まれる。

《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》

地域での生活が困難であり、介護保険サービスだけでは対応ができず、介護施設や高齢者向け住宅などにも入所ができない特別な事情を抱えている方々の受け皿として、行政による措置によって入所ができる養護老人ホームは、なくてはならない施設として考える。

緊急性の高い措置の実態、10 年前と現状の措置利用者の状況を比較し、養護老人ホームの今後の役割について明確にしていきたい。

《3. 具体的な取り組みの内容》

- ・外部介護保険・医療保険、その他社会資源活用による支援
- ・業務内容の工夫、受け入れ態勢の柔軟化
- ・医療との連携強化
- ・認知症利用者への対応強化（GPS の靴使用等）

- ・介護負担軽減のために、介護用ベットの園購入

《4. 取り組みの結果》

① 重度化への取り組み：

介護度が重いが、虐待ケースやその他ご家族状況や経済的な理由で介護施設に契約入所ができない方を受け入れ、入所後に介護施設や病院などにつなげる中間施設としての役割を担っている。

→特養や療養型病院、また精神科入院などへ繋げる支援を行っている。

② 経済的な困窮や金銭トラブル（負債や金銭搾取等の問題）を抱えた方への支援：

ADL は概ね自立されている方でも、金銭管理ができずにセルフネグレクトをされている方へ金銭管理支援をしながら、生活力を維持していく支援等をしている。

→負債の処理または裁判所関係の処理等を行政と相談しながら代行させていただく支援や、後見人申請の手続きも行政と連携することによりトラブルのない安全な金銭管理に繋げている。

《5. 考察、まとめ》

介護保険制度下では救われない方々が、養護老人ホームへ措置入所されると、救われる方がいる。

自治体は措置（運営費）予算縮小により、介護保険、生活保護を優先する傾向がある。又、関係者（自治体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等）の理解が不足し、地域の養護老人ホームに空室があるにも関わらず、措置が必要方は支援が受けられず結果的に養護老人ホーム経営も窮地に追い込まれている。セイフティーネットの最後の砦とされる養護老人ホームの存続に関する試みに残された時間は少ないことをこの機会に強く発信したい。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究(実践)発表を行うにあたり、ご本人（ご家族）に口頭にて確認をし、本発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

老人福祉法 老人福祉法施行令

大都市東京における養護老人ホーム実態調査報告書～平成 27 年度版～

《8. 提案と発信》

今後、利用者の重度化に対応できる介護・支援を充実できるような、措置基準・各種基準の改善を提案することで、行政からのニーズに応えられる養護老人ホームとしての機能・役割を果たしていきたい。